

総務委員会報告資料

令和5年2月27日

報告事項件名	頁
1 足立区における電子契約の導入について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 令和4年度の予定価格事後公表の試行実施結果について （令和5年1月31日現在）・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3 鹿浜西小学校用地活用事業に係る事業者選定委員会の実施結果について・・・	9
4 足立区外部公益通報等の手続に関する要綱の改正について・・・・・・・・	14
5 令和5年度足立区土地開発公社の事業計画及び収支予算について・・・・・・・・	別添

(総務部)

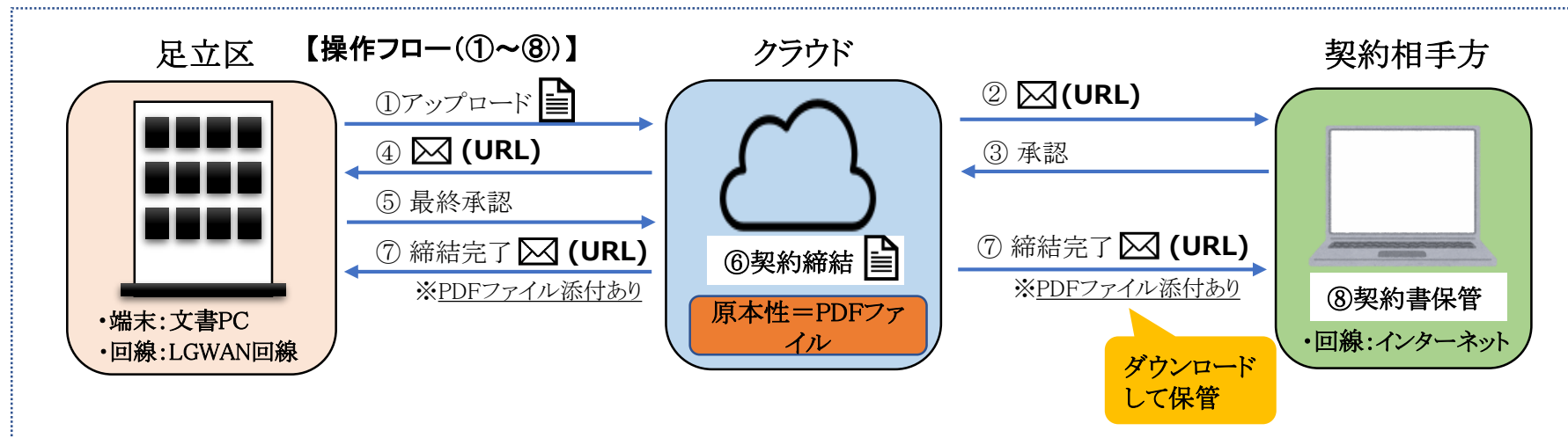
総務委員会報告資料

令和5年2月27日

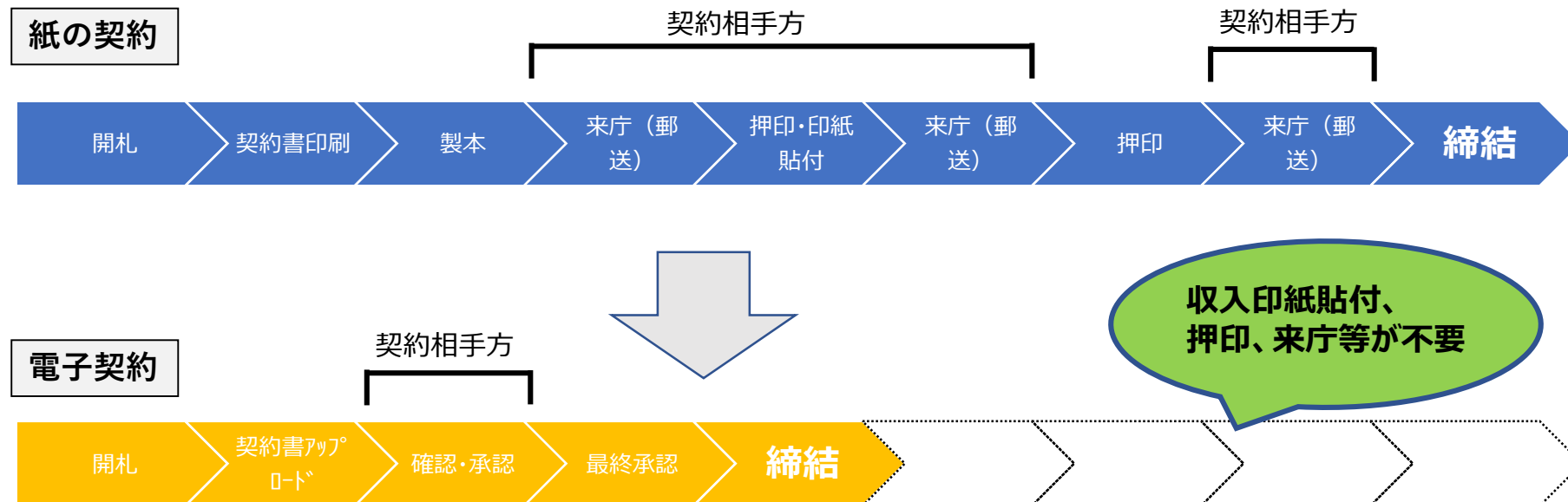
件名	足立区における電子契約の導入について																		
所管部課	総務部 契約課																		
内容	<p>令和4年8月17日に情報連絡にて報告した電子契約の導入予定について、今後の方針が固まったため報告する。</p>																		
	<p>1 電子契約サービスについて</p>																		
	<p>足立区では令和5年6月より、足立区と契約の受注者が電子入札にて決定した案件を対象に、電子契約サービスを導入する。電子契約サービスとは、紙の契約書に代わり、インターネット上で電子ファイルに署名して契約を締結できるサービスである（別紙）。</p>																		
	<p>(1) 電子契約導入対象案件</p> <p>東京電子自治体共同運営協議会（以下、「協議会」という）がプラットフォームを提供する電子調達サービスの電子入札案件（下表、左下太枠囲み）</p>																		
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="3">足立区の契約案件（約 10,000 件/年度）</th> </tr> <tr> <th></th> <th>契約課契約</th> <th>主管課契約</th> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">電子入札実施あり</td> <td>電子入札実施なし</td> <td>電子入札実施なし</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">・一般競争入札</td> <td>・随意契約</td> <td>・小規模随意契約</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">・指名競争入札</td> <td>（緊急工事、プロポーザル等）</td> <td>（見積合わせ等）</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">約 1,600 件</td> <td>約 1,700 件</td> <td>約 6,700 件</td> </tr> </table>		足立区の契約案件（約 10,000 件/年度）				契約課契約	主管課契約	電子入札実施あり	電子入札実施なし	電子入札実施なし	・一般競争入札	・随意契約	・小規模随意契約	・指名競争入札	（緊急工事、プロポーザル等）	（見積合わせ等）	約 1,600 件	約 1,700 件
足立区の契約案件（約 10,000 件/年度）																			
	契約課契約	主管課契約																	
電子入札実施あり	電子入札実施なし	電子入札実施なし																	
・一般競争入札	・随意契約	・小規模随意契約																	
・指名競争入札	（緊急工事、プロポーザル等）	（見積合わせ等）																	
約 1,600 件	約 1,700 件	約 6,700 件																	
<p>※ 東京電子自治体共同運営協議会 住民サービス向上と行政の高度化・効率化を目的とした協議会。 電子調達サービスや電子申請サービスのシステムを、参加する都内 59 地方公共団体が共同利用することで、統一された利用環境を住民に提供している。</p>																			
<p>※ 対象案件の場合でも、受注者の希望により、紙契約書を選択できる。</p>																			
<p>(2) 導入効果</p>																			
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>足立区</th> <th>受注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">効 果</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>○印紙税（収入印紙貼付）不要</td> </tr> <tr> <td>○ペーパーレス化</td> <td>○ペーパーレス化</td> </tr> <tr> <td>○紛失防止</td> <td>○紛失防止</td> </tr> <tr> <td>○コンプライアンス（改ざん防止）</td> <td>○コンプライアンス（改ざん防止）</td> </tr> <tr> <td>○契約書作成の時間短縮、省力化 ※ 契約書原本の紙出力、製本、押印等が不要</td> <td>○契約書作成の時間短縮、省力化 ※ 契約書への押印、契約書受取りのための来庁等が不要</td> </tr> </tbody> </table>			足立区	受注者	効 果	—	○印紙税（収入印紙貼付）不要	○ペーパーレス化	○ペーパーレス化	○紛失防止	○紛失防止	○コンプライアンス（改ざん防止）	○コンプライアンス（改ざん防止）	○契約書作成の時間短縮、省力化 ※ 契約書原本の紙出力、製本、押印等が不要	○契約書作成の時間短縮、省力化 ※ 契約書への押印、契約書受取りのための来庁等が不要				
	足立区	受注者																	
効 果	—	○印紙税（収入印紙貼付）不要																	
	○ペーパーレス化	○ペーパーレス化																	
	○紛失防止	○紛失防止																	
	○コンプライアンス（改ざん防止）	○コンプライアンス（改ざん防止）																	
	○契約書作成の時間短縮、省力化 ※ 契約書原本の紙出力、製本、押印等が不要	○契約書作成の時間短縮、省力化 ※ 契約書への押印、契約書受取りのための来庁等が不要																	

	<p>2 電子契約サービス事業者の選定について</p> <p>協議会は、令和5年7月導入を目途に電子契約事業者（以下、「事業者」という）を選定中（3月予定）だが、次の理由により足立区独自で選定した。</p> <p>(1) 協議会が選定した事業者を活用した場合、足立区の会計処理や文書規定との調整等を3月から6月までの4ヶ月で行わなければならない、導入準備にかけられる期間があまりに短い。</p> <p>(2) 足立区独自で選定すれば、導入月を前倒しできる。令和5年6月から導入すれば、第2回定例会に案件提出する場合も対象となり、受注者のメリットである印紙税不要案件を増やすことができる。</p> <p>(3) 電子入札は、入札の参加者からすれば複数自治体の発注案件等を見ることができる（プラットフォーム化）など、協議会のメリットは大きい。 一方、電子契約は、受注者にメールで契約締結通知が届き、本文の URL を確認、契約内容を確認して電子署名ボタンを押すといった事業者を介した一対一のやり取りであり、協議会の選定事業者を拘束される必要性はない。</p> <p>(4) 令和4年8月、協議会の仕様書を参考に足立区独自で選定する場合の見積りをとったところ、約70万円／年と協議会から足立区に提示されていた額とほぼ同じであった。しかしながら、仕様書には足立区に不要な内容（説明会運営業務等）が含まれていたことから、足立区単独で選定を行うことで不要な内容を省くことが可能となり、より安価に導入できると判断した。</p> <p>3 スケジュール</p> <p>令和5年2月 事業者決定 令和5年3月 庁外周知開始 令和5年6月 電子契約サービス開始</p>
<p>今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年後の次期事業者選定について、協議会の運用面やコスト等の優位性が認められる場合には、協議会へ乗り換えることも検討する。 ・ 今回の導入で電子契約の対象としない契約については、事業者団体等と意見交換等を行いつつ、検討していく。

<電子契約サービス イメージ図>



<導入効果>



総務委員会報告資料

令和5年2月27日

件名	令和4年度の予定価格事後公表の試行実施結果について (令和5年1月31日現在)
所管部課名	総務部 契約課
内容	<p>国の通知に基づき、平成29年度より実施している工事請負契約の予定価格事後公表試行について、令和4年度の実施結果を報告する。</p> <p>今年度も事後公表入札の課題としていた区積算と事業者積算との大幅な乖離は生じておらず、また事業者積算での工事目的物の品質確保や工期内での引き渡し等が実現できており、重大な問題は生じていない。</p> <p>1 開札結果（予定価格1億円以上）</p> <p>(1) 工事案件数 27件（別紙参照）</p> <p>(2) 落札者の決定件数 26件</p> <p>ア 当初の入札で落札者を決定した件数 22件 （内：低入札価格調査を経て落札者を決定した件数 1件）</p> <p>イ 再度公告入札を経て落札者を決定した件数 4件 （内：3度の再度公告入札を経て落札者を決定した件数 1件）</p> <p>ウ 再度公告入札を経ても落札者が決定していない件数 1件</p> <p>2 予定価格と落札額との差額</p> <p>(1) 落札差額計（契約決定26件） △373,932,845円</p> <p>(2) 最小（栗島小・一般土木） △176,000円</p> <p>(3) 最大（江北健康づくりセンター・建築） △115,005,000円</p> <p>3 予定価格事後公表落札率</p> <p>(1) 落札決定平均落札率 96.04%</p> <p>(2) 最低落札率（江北健康づくりセンター・空調） 90.72%</p> <p>(3) 最高落札率（栗島小・一般土木） 99.89%</p> <p>4 入札参加者の状況</p> <p>(1) 入札参加者（有資格者） 189者</p> <p>ア 応札者（有効札入れ者） 109者</p> <p>（ア）落札範囲内での入札者 45者</p> <p>（イ）予定価格超過 60者</p> <p>（ウ）低入札調査基準価格以下等での入札者 4者</p> <p>イ 不参 10者</p> <p>ウ 辞退 57者</p> <p>エ 無効 13者（受注制限による）</p>

問 題 点 今後の方針	一昨年来の入札制度改革における事業者団体との意見交換も踏まえ、平成29年度から実施してきた試行を終了し、令和5年6月から対象を拡大（予定価格：1億円以上→6千万円以上）のうえ、本格実施に移行する。
----------------	--

予定価格事後公表 開札結果一覧（令和5年1月31日現在）

別紙

予定価格1億円以上（工事件数27件）							初度入札							再度入札（1回目）							再度入札（2回目）								
案件No.	件名	業種	入札結果	予定価格	落札額	落札率	差額	有資格者	予価以内	予価超過	低入未満	不参加	辞退	無効	有資格者	予価以内	予価超過	低入未満	不参加	辞退	無効	有資格者	予価以内	予価超過	低入未満	不参加	辞退	無効	
1	栗島小学校校庭人工芝化その他工事	一般土木	落札：初度入札	159,676,000	159,500,000	99.89%	-176,000	16	1	4		4	7																
2	舎人小学校全体保全計画にかかる校庭改修その他工事	一般土木	不調：再公告入札（入札方式変更：指名競争）	(非公表)	不落・不調	—	—																						
	舎人小学校全体保全計画にかかる校庭整備その他工事	一般土木	落札：初度入札	175,010,000	172,700,000	98.68%	-2,310,000	14	1	3		4	6																
3	北三谷小学校全体保全計画にかかる校庭改修工事	一般土木	不調：再公告入札（発注内容を精査）	(非公表)	不落・不調	—	—																						
	北三谷小学校全体保全計画にかかる校庭改修その他工事	一般土木	落札：初度入札	157,476,000	155,100,000	98.49%	-2,376,000	5	1	3			1																
4	上沼田東公園改修整備工事	一般土木	落札：再度入札（1回目）	1,398,766,930	1,386,000,000	99.09%	-12,766,930	2		2					2	1					1								
5	竹の塚交差道路整備工事（道路整備課工事第3号）	一般土木	不調：再公告入札（発注内容を精査）	(非公表)	不落・不調	—	—																						
	竹の塚交差道路整備工事（道路整備課工事第11号）	一般土木	落札：再度入札（1回目）	159,313,000	157,300,000	98.74%	-2,013,000	3		3					3	1					2								
6	北綾瀬駅前ペDESTリアンデッキ整備工事（道路整備課工事第9号）	一般土木	不調：再公告入札（発注内容を精査）	(非公表)	不落・不調	—	—																						
	北綾瀬駅前ペDESTリアンデッキ整備工事（道路整備課工事第9号）	一般土木	不調：再公告入札（発注内容を精査）	(非公表)	不落・不調	—	—																						
	北綾瀬駅前ペDESTリアンデッキ整備工事（道路整備課工事第9号）	一般土木	不調：再公告入札12/14公表（1.2期工事併せて発注）	(非公表)	不落・不調	—	—																						
	北綾瀬駅前交通広場及びペDESTリアンデッキ整備工事（道路整備課工事第19号）	一般土木	落札：初度入札	1,425,068,700	1,416,800,000	99.42%	-8,268,700	4	1					3															
7	（仮称）江北健康づくりセンター新築工事	建築	落札：初度入札	2,478,300,000	2,363,295,000	95.36%	-115,005,000	4	2				1	1															
8	（仮称）区営新田三丁目アパート改築工事	建築	落札：初度入札	889,867,000	880,000,000	98.89%	-9,867,000	4	1	1			1	1															
9	蒲原中学校サッシ改修工事	建築	落札：初度入札	176,049,445	162,800,000	92.47%	-13,249,445	11	2	4			5																
10	東加平小学校全体保全計画にかかる外壁改修その他工事	建築	落札：初度入札	169,587,000	156,838,000	92.48%	-12,749,000	11	2	2		1	6																
11	第九中学校サッシ改修及び外壁改修工事	建築	落札：初度入札	152,655,470	150,480,000	98.57%	-2,175,470	9	1	1			6	1															
12	足立清掃事務所露分室外壁改修その他工事	建築	落札：初度入札	131,670,000	121,330,000	92.15%	-10,340,000	9	2	1		1	5																
13	島根住区センター大規模改修工事	建築	落札：再度入札（1回目）（総合評価方式）	224,015,000	207,900,000	92.81%	-16,115,000	4		3			1		3	1					2								
14	足立区立東綾瀬中学校改築工事	建築	落札：再度入札（2回目）	4,999,368,000	4,992,900,000	99.87%	-6,468,000	4		2			2		2		1				1		1	1					

総務委員会報告資料

令和5年2月27日

件名	鹿浜西小学校用地活用事業に係る事業者選定委員会の実施結果について						
所管部課名	総務部 資産管理課、資産活用担当課、地域のちから推進部 地域調整課、 総合防災対策室 災害対策課、調整担当課、都市建設部 交通対策課、 学校運営部 学校施設管理課						
内容	<p>鹿浜西小学校用地活用事業に係る事業者選定委員会の実施結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 事業名 鹿浜西小学校用地活用事業</p> <p>2 公募要件 避難所機能を有する商業施設の整備及び運営 (1) 生鮮三品を販売するスーパーマーケットをはじめとした店舗等の商業施設及び関連施設の整備運営。 ※ 用途地域が第一種住居地域であるため、商業店舗等面積3,000㎡以下の制限あり。 (2) 水害時における緊急的な垂直避難や避難者・被災者等への物資の提供等の避難所機能の付帯。</p> <p>3 特定した相手方 (1) 事業者名 株式会社 サンベルクスホールディングス (代表者 鈴木 優喜朗) (2) 所在地 東京都足立区花畑五丁目14番1号</p> <p>4 申込事業者数 7者</p> <p>5 土地貸付面積及び土地貸付料等</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 土地貸付面積 (実測)</td> <td>10,138.36㎡</td> </tr> <tr> <td>(2) 土地貸付料 (月額)</td> <td>7,600,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 保証金 (土地価格の20%)</td> <td>391,400,000円</td> </tr> </table> <p>※ 定期借地権による貸付をする際の土地貸付料及び保証金の額は、「区有財産の定期借地権による貸付における一時金及び貸付料の取扱いについて(基準)」により、不動産鑑定士の鑑定評価を基に財産価格審議会で定めている。なお、土地貸付料については、財産価格審議会で決定した3,260,000円を最低価格として、事業者から提案された額としている。</p>	(1) 土地貸付面積 (実測)	10,138.36㎡	(2) 土地貸付料 (月額)	7,600,000円	(3) 保証金 (土地価格の20%)	391,400,000円
(1) 土地貸付面積 (実測)	10,138.36㎡						
(2) 土地貸付料 (月額)	7,600,000円						
(3) 保証金 (土地価格の20%)	391,400,000円						

6 貸付開始時期（予定）

令和6年4月頃

7 貸付期間

3年間（工事期間1年と事業終了後建物解体期間1年を含む）

8 主な提案内容

- (1) 外部：駐車場、駐輪場、ふわふわドーム（児童遊具）
- (2) 1階：クリニック、調剤薬局、デイサービス、カフェ、駐車場
- (3) 2階：食品スーパーマーケット、防災倉庫（一時避難スペース）
- (4) 屋上：家庭菜園

9 主な評価理由

- (1) 買い物困難者解消への対応

宅配サービスなどの導入により、鹿浜地域の買い物困難者の解消が見込め、クリニックや調剤薬局等が併設されることによって、地域住民の日常生活の利便性向上も期待できる。

- (2) 災害時における貢献

2階が食品スーパー売場であるため、水害時を含めた緊急時の食料提供が可能となっており、さらには、屋内・屋外一時避難スペースを設け、災害時に約300名が避難できるように防災倉庫及び売場通路が開放されることから、防災機能の充実が窺える。

- (3) 地域との連携・貢献

ふわふわドームについては、隣接する児童遊園との連動が大いに期待できる。また、地域から根強く愛されたワシントン桜、蜻蛉池を保存、活用する計画であることに加え、鹿浜西小学校の記念展示スペースを設けるなど、地域への配慮が感じられる。

10 特定までの経緯

- (1) 募集期間 令和4年10月3日～令和4年10月19日

- (2) 選定委員会

ア 委員会開催状況

開催日		内容	審査選定事業者数
第1回	令和4年 9月26日	募集要領の審査	—
第2回	令和4年12月15日	書類審査	審査7者 選定5者
		※ 選定5者のうち1者から 辞退の申し出あり	
第3回	令和5年 2月 7日	プレゼンテーション審査	審査4者 選定1者

イ 委員構成 (計5名)

種 別	氏 名	役 職 等
学識経験者 (有識者含む)	菅原 大輔 【委員長】	東京電機大学 未来科学部 建築学科 准教授
	中間 徳子	一般社団法人 全国スーパーマーケット協会 アドバイザー
	田中 光義	一般社団法人 東京都建築士事務所協会 足立支部 副支部長
区職員	吉原 治幸	危機管理部 総合防災対策室長
	松橋 愛	都市建設部 千住地区まちづくり担当課長

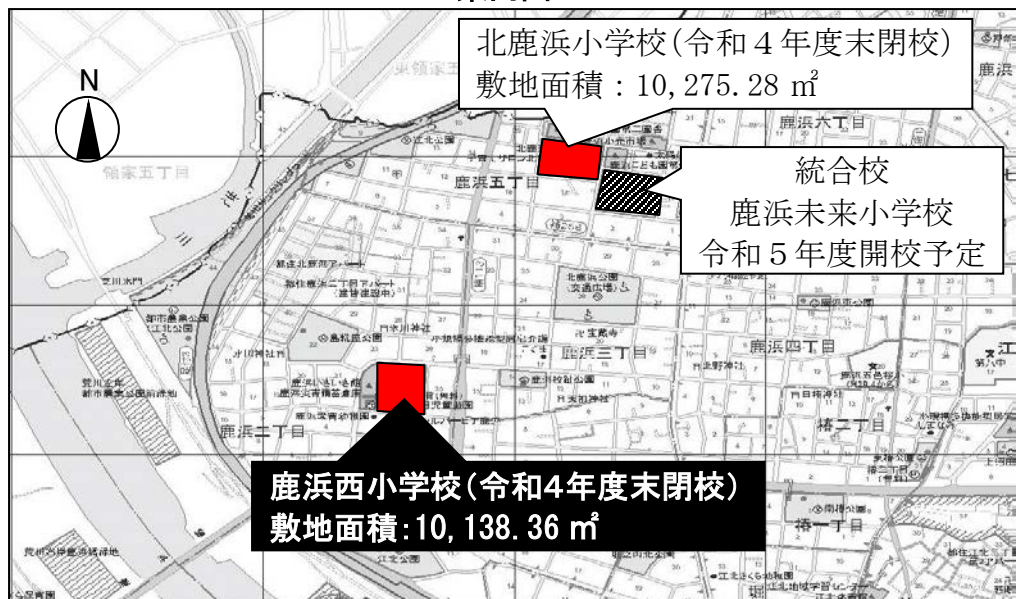
ウ 審査項目及び審査結果

別紙1及び2参照

11 今後のスケジュールについて (予定)

令和5年	3月 1日	鹿浜地区町会・自治会連絡協議会への報告
	4月 初旬	統合校開校
	5月 下旬	基本協定締結
	6月 上旬	近隣住民説明会の開催
	7月 下旬	既存校舎解体工事開始
令和6年	1月	事業契約締結
	4月	土地貸付開始、商業施設建設工事開始
令和7年度以降		商業施設開設

案内図



	<p>参考 これまでの経緯</p> <p>令和元年 6月 北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の統合が決定</p> <p>令和2年12月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会より要望書提出</p> <p>令和3年 3月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施</p> <p>令和3年10月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会より跡利用に対する要望・意見提出</p> <p>令和3年11月 サウンディング型市場調査を実施し、事業者を活用意向を調査</p> <p>令和3年12月 北鹿浜小学校・鹿浜西小学校の跡利用説明会開催</p> <p>令和4年 2月 北鹿浜小学校・鹿浜西小学校の活用方針決定</p> <p>令和4年 3月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施</p> <p>令和4年 8月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>地域や議会のご理解を頂きながら、食品スーパーマーケット等の商業施設の開設に向けて事業者と協議を進めていく。</p>

足立区立鹿浜西小学校用地活用事業者選定委員会 総合集計表（1次）

提案書提出者選定の評点表【集計】

評価項目		評価の視点	最高点	1位	2位	3位	4位	5位	非選定	非選定
1	経営規模 履行保証力	経営規模は妥当であるか 履行保証の面で心配がないか	75	45	15	75	45	45	45	45
2	事業遂行力	事業遂行体制は妥当か	100	84	68	68	72	68	60	40
3	事業執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験 を有しているか	125	95	100	70	70	85	75	35
4	地域精通度	事業対象エリアに熟知しているか								
5	基本理念方針	事業の趣旨（コンセプト）や敷地の活用方法 が鹿浜地域にとって有益なものであるか	150	126	126	108	108	90	84	60
6	社会的貢献度	社会的貢献度・地域貢献度がある	50	42	42	38	38	30	30	30
区内に本店がある場合			+25	25	25	0	0	0	0	0
総合計（満点=525） ※ 最低基準点315点（合計点の6割以上）				417	376	359	333	318	294	210
総合計に対する割合（100%）				79%	72%	68%	63%	61%	56%	40%

提案者特定の評点表【総合集計】

評価項目		評価の視点	最高点	株式会社 サンベルクス ホールディングス	2位	3位	4位
1	事業の基本理念 ・方針	事業の趣旨（コンセプト）、テーマに将来性・魅力が感じられるか	50	40	42	38	28
		敷地が有効に活用されているか	50	36	40	34	27
		事業内容が区及び地域にとって有益なものか	50	42	38	32	28
2	事業の実現性	事業スケジュールについて十分検討されており確実性が高いものとなっているか また、関係法令等の確認は十分か	50	32	34	36	36
		事業運営方針、運営体制に無理が無く、継続的な運営が可能であるか	25	17	20	17	17
		収支計画について、安定的な事業運営をしていくために十分検討されており、実現可能なものとなっているか	50	36	34	32	32
3	地域との連携 ・貢献	鹿浜地域全体の買い物困難者の解消等、地域への貢献に意欲的な提案がされているか	50	42	44	36	26
		災害時における地域要望及び避難所機能の付帯に対する考え方は適切か	50	46	44	31	32
		周辺環境に十分配慮された事業であるか。近隣施設や敷地内既存樹木等に配慮した計画であるか また、想定されるリスク（騒音や振動、苦情）に対し、適切に対応できるか	75	69	60	42	36
4	提案貸付価格	土地貸付価格が、3,260,000円/月以上で提案されているか	25	25	15	20	10
5	プレゼンテーション	説得力・資料調整力はあるか	25	17	22	18	14.5
			区内に本店がある場合 +25 区内に本店はないが支店がある場合 +15	25	25	15	0
総合計（満点＝525） ※ 最低基準点315点（合計点の6割以上）				427	413	346	297
総合計に対する割合（100%）				81%	79%	66%	56%

総務委員会報告資料

令和5年2月27日

件名	足立区外部公益通報等の手続に関する要綱の改正について
所管部課名	ガバナンス担当部 コンプライアンス推進担当課
内容	<p>改正公益通報者保護法の施行等に合わせ、既存の「足立区公益外部通報の手続に関する要綱」を全面的に見直し、「足立区外部公益通報等の手続に関する要綱」（別紙）として改正したため、報告する。</p> <p>1 公益通報者保護法の主な改正内容について</p> <p>令和4年6月1日から施行された改正公益通報者保護法（以下「法」という。）では、内部の労働者等からの通報（内部通報）の保護だけでなく、外部の労働者等から行政機関としての地方公共団体に対して公益通報（外部通報）が行われた場合に、適切に対応するために必要な体制の整備等が義務付けられるなどの改正が行われた。外部通報に関係する主な法改正の内容は、以下の通りとなっている。</p> <p>(1) 法で保護される通報者の範囲の拡大</p> <p>従来、公益通報を行ったことについて解雇等の不利益処分を受けた場合に保護される通報者は現役の労働者に限られていたが、労働者等（退職者（1年以内）や事業者の役員）にも拡大した。</p> <p>(2) 行政機関に通報する場合の保護要件の緩和</p> <p>従来、行政機関に通報する場合の保護要件としては、真実相当性（内部資料の提出等）が求められていたが、労働者については、通報対象事実が生じているなどと思料する場合は、一定の事項を記載した書面を提出することで保護されることになった。</p> <p>(3) 外部通報に適切に対応するための体制整備</p> <p>区が処分又は勧告等をする権限を有する行政機関として公益通報を受けた場合の調査、法令に基づく措置その他の措置の適切な実施を図るため、公益通報に応じて適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとることが義務付けられた。</p> <p>2 足立区外部公益通報等の手続に関する要綱の主な改正点について</p> <p>法改正に対する対応に加えて、具体的な対応体制として消費者庁が示している「地方公共団体向け通報対応ガイドライン（外部の労働者等からの通報）」（令和4年6月1日改正 消費者庁）等に対応する改正を行うことで、事業者の法令遵守を推進するとともに区民生活の安全と安心を確保する。</p> <p>(1) 通報対象となる法令違反行為の拡大</p> <p>【改正前】法が国民生活に関係する法律として限定列挙している約</p>

	<p>500本の法律の規定に違反する違法行為</p> <p>【改正後】限定列挙している法律以外の法律、区や都の条例の規定に違反する違法行為も通報できることとした(2条3号、4号、5号、5条1項)。</p> <p>(2) 組織体制の整備、区民に分かり易い相談・受付窓口の設置等</p> <p>【改正前】通報への対応責任者、通報に関する相談先や受付体制等が明記されていなかった。</p> <p>【改正後】総括通報等責任者(ガバナンス担当部長)、通報等責任者(担当課の課長等)及び通報等担当者(各担当課の職員)を指定、外部の労働者等からの相談先(各担当課及び公益監察事務局(コンプライアンス推進担当課)、以下「事務局」という。)、受付・受理の仕組みを規定した(3条、4条、6条、7条)。</p> <p>(3) 通報者保護を徹底する仕組みの構築等</p> <p>【改正前】秘密保持や利益相反関係の排除の規定はあったが、具体的な対応方法が規定されていなかった。</p> <p>【改正後】秘密となる事項の明確化、開示の必要がある場合の通報者からの同意の取得方法、漏えいした場合の処分を規定するとともに利益相反に該当する場合を明確化し、担当課の課長等による確認等を規定した。</p> <p>また、通報者が通報をしたことにより事業者から解雇等の不利益な取扱いを受けた場合の相談先等の情報提供、通報者等から外部通報の手続等に関する苦情等を受けた場合の対応についても規定した(10条、11条、22条、24条)。</p> <p>(4) 公益監察員による支援、各担当課と事務局との連携強化等による通報対応体制の確立</p> <p>【改正前】公益監察員への報告、公益監察員による区長への是正勧告などの規定はあったが、事務局と各担当課との役割分担等が規定されていなかったことなどから実効性が不足していた。</p> <p>【改正後】事務局の役割等を明確化するとともに、相談又は報告をした場合の公益監察員による担当課等への助言、担当課が適切な措置を行わない場合の区長への意見の申出、通報対応の仕組みの運用状況に関する評価など、庁内連携の強化及び公益監察員の専門知識を活用する仕組みを構築した(4条4項、7条4項、7項、17条10項、19条6項、20条、28条2項)。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>本要綱改正は、全面的な改正となったため、庁内の各担当課の対応体制の準備等を行う必要があることなどから、令和5年4月1日から施行する。</p>

足立区外部公益通報等の手続に関する要綱改正 新旧対照表

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>足立区公益外部通報の手続に関する要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「保護法」という。）第2条に基づく労働者からの公益外部通報について必要な事項を定めることにより、区民生活の安全と安心に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）労働者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。</p>	<p>足立区外部公益通報等の手続に関する要綱</p> <p>（目的等）</p> <p>第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）及び「<u>公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）</u>」（令和4年6月1日消費者庁。以下「<u>地方公共団体向けガイドライン</u>」という。）の趣旨を踏まえ、区が処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する事項に関する外部の労働者等からの外部通報の手続に必要な事項を定めることにより、外部通報を行った者の保護を図るとともに、事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）の法令遵守を推進することにより、区民生活の安全と安心に資することを目的とする。</p> <p>2 <u>外部通報に関し必要な事項は、法律その他の別の定めのあるもののほかは、この要綱の定めるところによる。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）<u>外部の労働者等</u> 下記のアからエまでに掲げる者</p> <p>ア <u>違法な事実に関係する事業者</u>に雇用されている労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者及び当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者</p> <p>イ <u>違法な事実に関係する事業者の取引</u>（請負契約その他の契約等をいう。以下同じ。）先の労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者</p> <p>ウ <u>違法な事実に関係する事業者の役員</u>（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法律及び法律に基づく命令の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査</p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>(3) 外部通報 保護法第2条第3項に規定する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合に、区の所管に対して行う公益通報をいう。</p> <p>(4) 外部通報者 外部通報を行った労働者をいう。</p> <p>(5) 公益監察事務局 総務部コンプライアンス推進担当課をいう。</p> <p>(2) 区の所管 区の執行機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</p> <p>(6) 通報総合窓口 政策経営部区民の声相談課をいう。</p>	<p>人を除く。)をいう。以下同じ。)</p> <p>エ アからウまでに規定する者のほか当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められる者</p> <p>(2) 外部公益通報 前号に規定する外部の労働者等による法第2条第3項第1号又は第2号に規定する通報対象事実に関する通報をいう。</p> <p>(3) 外部通報 外部公益通報及びその他の法令の規定に違反する行為に関する外部の労働者等からの通報をいう。</p> <p>(4) 法令 法律及び法律に基づく命令又は条例及び条例に基づく規則をいう。</p> <p>(5) 違法な事実 外部通報の対象となる法令の規定に違反する行為の事実をいう。</p> <p>(6) 通報者 外部通報を行った外部の労働者等をいう。</p> <p>(7) 相談 外部通報に先立ち、又はこれに関連して必要な助言を受けることをいう。</p> <p>(8) 受付 区に対してなされた通報及び相談を受け付けることをいう。</p> <p>(9) 受理 区に対してなされた通報について、調査又は法令に基づく措置その他適当な措置を行う必要性があるものとして認めて処理することをいう。</p> <p>(10) 公益監察事務局 ガバナンス担当部コンプライアンス推進担当課をいう。</p> <p>(11) 各担当課 通報内容となる事実に関する事務を所管する課をいう。</p> <p>(組織体制)</p> <p>第3条 区に対してなされる外部通報及び相談（以下「通報等」という。）への対応に関する事務を総括するため、総括通報等責任者を置くこととし、ガバナンス担当部長をもって充てる。</p> <p>2 総括通報等責任者は、通報等への対応に関する規程類の整備、教育研修の実施、外部通報に関する受付、受理等の各段階の処理、調査の進捗等の管理その他通報等への適切な対応の確保に関する事務を総括する。</p> <p>3 総括通報等責任者は、前項に規定する事務を通報等責任者に行わせること</p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>（外部通報の対象範囲及び通報窓口）</p> <p>第3条 労働者は、確実な資料に基づき区の所管、通報総合窓口のいずれかに外部通報することができる。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正の目的で、外部通報をすることはできない。</p> <p>2 前項で行う外部通報は、外部通報を行う労働者の氏名を記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）で行わなければならない。ただし、通報事実が確実であると信ずるに足りる相当な証拠書類がある場合又はやむを得ない事情が</p>	<p>ができるものとし、<u>通報等責任者は、コンプライアンス推進担当課長及び違法な事実に関する各法令を所管する区の担当課の課長をもって充てる。</u> （通報実務上の対応）</p> <p>第4条 <u>通報等責任者は、公益監察事務局及び各担当課において、外部通報に関する調査の進捗等の管理、職員が教育研修に参加する機会の確保その他通報等への適切な対応の確保に関する事務を掌理する。</u></p> <p>2 <u>通報等責任者は、公益監察事務局及び各担当課の職員の中から、通報等担当者を指定する。</u></p> <p>3 <u>通報等担当者は、通報等責任者を補佐し、公益監察事務局及び各担当課における通報等の管理、通報者又は相談をする者（以下「通報者等」という。）との連絡その他の通報等への対応に関する事務を担当する。</u></p> <p>4 <u>公益監察事務局は、通報総合窓口として、外部の労働者等からの通報等に関する相談を受け、必要な情報提供を行うとともに、通報等の受付及び受け付けた通報の担当課への引継ぎ等並びに各担当課及び公益監察員との連絡調整等に関する事務を取り扱う。</u></p> <p>5 <u>各担当課は、外部の労働者等からの通報等に関する相談を受け付けるとともに、公益監察事務局と協議の上で、通報の受理等を決定し、通報内容に関する調査及び調査結果に応じた措置等を実施する。</u> （外部通報の対象範囲及び通報方法等）</p> <p>第5条 <u>外部の労働者等は、自らが雇用され、役務を提供し、若しくは経営に従事する事業者又は当該事業者の取引の相手方である事業者（いずれも過去にこれらに該当する事業者であったものを含む。）において、違法な事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある（かかる理由が存することを、以下「真実相当性」という。）場合又は違法な事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると思料し、かつ、次項各号に掲げる事項を記載した書面を提出する場合であって、当該違法な事実に対して区が処分又は勧告等をする権限があるときに外部通報をすることができる。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正の目的で外部通報をすることはできない。</u></p> <p>2 <u>外部通報は、次に掲げる事項を記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）を郵便、電子メール等により送付すること又は次に掲げる事項を面談その他の方法により各担当課又は公益監察事務局に知らせることにより</u></p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>あると区長が認めるときは、匿名による外部通報をすることができる。</p>	<p>行う。この場合において、通報内容を裏付ける内部資料、関係者の供述等（以下「内部資料等」という。）がある場合は、当該内部資料等も合わせて提出するものとする。</p> <p>（１） 通報者の氏名、住所（所在地又は居所を含む。以下同じ。）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレスをいう。）</p> <p>（２） 当該違法な事実の内容</p> <p>（３） 当該違法な事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると思料する理由</p> <p>（４） 当該違法な事実に対して法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと考える理由等</p> <p>3 通報者等は、匿名により通報等を行うことができる。この場合において通報者等は、通報者と区との間で適切に情報伝達ができる電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先等（以下単に「連絡先等」という。）を各担当課又は公益監察事務局に知らせるものとする。</p> <p>（通報等の相談及び受付等）</p> <p>第6条 外部の労働者等は、通報等に関することについて、各担当課又は公益監察事務局に相談することができる。この場合において、各担当課又は公益監察事務局は、相談を受け付けた上で、通報に関する秘密は保持されること及び個人情報保護は保護されることを伝えるとともに、内容を誠実に聴取して必要な助言及び情報提供を行う。</p>
<p>第10条 区の所管及び通報総合窓口は、外部通報があったときは、誠実にその内容を聴取し、事実の把握に努めなければならない。</p>	<p>2 各担当課又は公益監察事務局は、外部通報を受け付けたときは、外部通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報者の氏名及び連絡先（電話番号、電子メールアドレス及び住所又は居所をいう。ただし、匿名による通報等の場合は氏名及び住所又は居所を除く。）並びに外部通報の内容となる事実等を把握するとともに、外部通報に関する秘密は保持されること、個人情報は保護されること、外部通報受付後の手続の流れ等を通報者に対し説明する。</p> <p>3 各担当課又は公益監察事務局は、通報等が書面、電子メール等、通報者等が通報等の到着を確認できない方法によって行われた場合には、通報等の到着を確認次第、通報等を受領した旨を通報者等に対して速やかに通知するように努めるものとする。ただし、連絡先等が明らかでない者又は通知を希望しない者に対しては、この限りでない。</p>
<p>第3条 3 通報総合窓口が外部通報を受けたときには、区の所管に通報事実</p>	<p>4 公益監察事務局は、外部通報を受けたときには、当該外部通報の内容につ</p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>を引き継がなければならない。</p> <p>第10条 7 区の所管及び通報総合窓口は、権限を有しない外部通報がなされたときは、外部通報者に対して、権限を有する行政機関を教示しなければならない。</p> <p>（外部通報の受理）</p> <p>第10条 3 区の所管は、外部通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を外部通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。ただし、匿名による外部通報又は通知を希望しない外部通報者に対しては、この限りでない。</p>	<p><u>いて処分又は勧告等をする権限を有する担当課がある場合は当該担当課に外部通報の事案を引き継がなければならない。ただし、当該担当課が適切な調査又は対応をしていない場合又は利益相反に該当すると思われる場合はこの限りでない。</u></p> <p>5 <u>区民の声として届いた書面のうち、外部の労働者等からの外部通報に該当する違法行為に関する具体的な指摘又は当該違法行為に対する対応を求める要望については、公益監察事務局が外部通報として受け付ける。</u></p> <p>6 <u>公益監察事務局は、外部通報の内容が足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱（17足総総発第2800号 平成18年3月28日区長決定）第8条に該当する場合は、内部通報として受け付けなければならない。</u></p> <p>7 <u>各担当課及び公益監察事務局は、区に処分又は勧告等をする権限を有しない通報（法第2条第3項第1号に定める各法律に規定する罪の犯罪行為の事実についての通報を含む。）がなされた場合は、通報者に対して、それらの権限を有する行政機関（捜査機関としての警察等を含む。以下同じ。）を遅滞なく教示しなければならない。</u></p> <p>8 <u>前項の場合において、必要があるときは各担当課及び公益監察事務局は相互に協議するものとする。</u></p> <p>9 <u>各担当課及び公益監察事務局は、通報等があったときは、法及び地方公共団体向けガイドラインの趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報等に対応し、正当な理由なく通報等の受付又は通報の受理を拒んではならない。</u> （通報等の受理等）</p> <p>第7条 <u>各担当課又は公益監察事務局は、外部通報を受け付けたときは、相互に協議の上、法及び地方公共団体向けガイドラインの趣旨並びに所管する法令及び所掌事務を踏まえて当該外部通報に関して調査又は措置を行う必要性について十分検討し、これを受理するときはその旨及び対外的な調査の実施の予定時期を、受理しないとき（情報提供として受け付けることを含む。）は受理しない旨及びその理由を、通報者に対し文書により遅滞なく通知しなければならない。ただし、連絡先等が明らかでない者又は通知を希望しない者に対しては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、外部通報に関する調査等の必要性を検討するに当たっては、真実相当性の要件については、内部資料等の存在のみならず、通報者本人による供述内容の具体性、迫真性等によっても認められ得ることを十分に踏まえ、柔軟かつ適切に対応する。通報が真実相当性の要件を満たしているか</u></p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>第10条 2 区の所管は、次の各号のいずれかに該当するときは、理由を説明してこれを受理しないことができる。</p> <p>(1) 不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的、その他の不正な目的であることが明らかな場合</p> <p>(2) 違法でないこと又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるものでないことが明らかな場合</p> <p>(3) 外部通報を行う労働者に通報内容について説明を求めても、当該外部通報に係る行為を行った者又は当該行為の内容を把握できず調査ができない場合</p>	<p><u>どうか</u>が直ちに明らかでない場合であつて、<u>個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められるときも、また同様とする。</u></p> <p>3 <u>各担当課又は公益監察事務局は、外部通報が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を説明してこれを受付又は受理しないことができる。この場合において、各担当課又は公益監察事務局は、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関があるときは、当該行政機関を教示しなければならない。</u></p> <p>(1) 不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的、<u>中傷</u>その他の不正な目的であることが明らかな場合</p> <p>(2) 違法でないこと<u>又は事実でない</u>ことが明らかな場合</p> <p>(3) <u>通報の内容が著しく不分明である場合</u></p> <p>(4) <u>通報者と連絡が取れず、又は通報者に通報内容について説明を求めても、当該外部通報に係る行為を行った者若しくは当該行為の内容を把握することができず、調査ができない場合</u></p> <p>(5) <u>通報者が外部の労働者等に該当しない場合</u></p> <p>(6) <u>区が処分又は勧告等をする権限を有しない場合</u></p> <p>(7) <u>解決済みの案件等に関する通報である場合</u></p> <p>(8) <u>行政機関が対応することが適切でない場合</u></p> <p>(9) <u>通報者に対して口頭で回答すれば解決する場合</u></p> <p>4 <u>各担当課は、公益監察事務局を通じて外部通報に係る違法性の有無等に関して、公益監察員に助言を求めることができる。</u></p>
<p>4 区の所管は、公益監察事務局に外部通報を受理した旨又は受理しない旨の報告をしなければならない。</p>	<p>5 <u>各担当課は、第1項の規定により通報者に通知をするときは、あらかじめ公益監察事務局に対して、第5条第2項の書面及び内部資料等の写し又は事案の概要を付して通報者に通知する文書の写しを提出するものとする。</u></p>
<p>5 公益監察事務局は、前項により区の所管から報告のあったときは、直ちにその概要を区長及び公益監察員に報告しなければならない。</p>	<p>6 <u>公益監察事務局は、前項の規定による各担当課からの文書の提出があったときは、直ちにその概要を区長に報告し、提出資料を公益監察員に送付する。この場合において、概要及び提出資料から、当該通報者の氏名及び当該通報者を特定させるものを除くものとする。</u></p>
<p>6 前項の規定にかかわらず、外部通報者の氏名は報告しない。ただし、特に必要があると認める場合において、あらかじめ外部通報者の同意を得たとき又は外部通報者から特に依頼があったときには、報告することができる。</p>	<p>7 <u>公益監察員は、前項の場合において必要があると認めるときは、公益監察事務局を通じて担当課に意見又は助言をすることができる。</u> <u>(外部の労働者等以外の者からの通報等に関する取扱等)</u></p>
	<p>第8条 <u>各担当課は、外部の労働者等以外の者からの外部通報等（前条第3項</u></p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>第11条 5 調査により権限を有しないことが判明したときは、匿名による外部通報者を除き、前条第7項（第10条第7項 区の所管及び通報総合窓口は、権限を有しない外部通報がなされたときは、外部通報者に対して、権限を有する行政機関を教示しなければならない。）を準用する。</p> <p>（秘密保持の徹底及び利益相反関係の排除）</p> <p>第4条 外部通報処理に従事する職員は、外部通報に関する秘密を漏らしてはならない。また、自ら関係する通報事案の処理に関与してはならない。</p>	<p>第5号に該当するとして不受理となった通報を含む。）についても、調査が必要な場合は、第17条第1項による調査（前条第1項による通知を除く。以下第16条までにおいて単に「調査」という。）を実施し、必要に応じて第19条第1項の措置を実施する。この場合において、調査の実施等に当たっては、第17条第6項の規定を準用する。</p> <p>2 前項の規定は、区民の声としての対応又は各担当課において行う通知等を妨げるものではない。 （受理後の教示）</p> <p>第9条 各担当課又は公益監察事務局は、第7条第1項の規定による受理をした場合で、当該外部通報に関して区が処分又は勧告等の権限を有しないことが判明したときは、相互に協議した上で、連絡先等が明らかでない者又は通知を希望しない者を除き、通報者に対して、それらの権限を有する行政機関を遅滞なく教示しなければならない。この場合において、当該教示を行う各担当課は、適切な法令執行の確保の観点から、利害関係人の権利の保護に支障がない範囲において、通報者に適切な情報提供を行うものとする。</p> <p>2 各担当課及び公益監察事務局は、前項の場合において、当該通報に個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性のある内容が含まれている場合には、適切な法執行確保のため、外部通報に関する秘密保持に留意しつつ、個人情報保護に関する法令等に従い、当該他の行政機関に当該内容について情報提供をすることができる。</p> <p>3 各担当課は、第1項の教示を行った場合は、教示をした旨及び教示した行政機関（当該通報者の氏名及び当該通報者を特定させる事項を除く。）について、公益監察事務局を通じて、区長及び公益監察員に報告する。</p> <p>4 前項の場合においては、第7条第7項の規定を準用する。 （秘密保持の徹底及び範囲外共有の制限等）</p> <p>第10条 通報等への対応に関与した職員（通報等への対応に付随する職務等を通じて通報等に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 通報等への対応に関与した職員は、正当な理由なく、当該通報等への対応において知り得た秘密及び通報者等を特定させる情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p> <p>3 通報等への対応に関与する職員は、通報等に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報等への対応の各段階（通報等の受付、教示、調</p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
	<p><u>査、措置及び通報者への結果の通知の各段階をいう。以下同じ。）及び通報等への対応終了後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>（１） 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。</u></p> <p><u>（２） 通報者の特定につながり得る情報（通報者の氏名、所属等の個人情報のほか、当該調査が通報を端緒とするものであること及び通報者しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、調査の対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと。ただし、通報者から書面、電子メール等による明示の同意（以下「明示の同意」という。）を取得した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>（３） 通報者等を特定させる事項を情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等の明示の同意を取得すること。</u></p> <p><u>（４） 前２号に規定する明示の同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者等に対して明確に説明すること。</u></p> <p><u>（５） 通報者等本人からの情報流出によって通報者等が特定されることを防ぐため、通報者等に対して、情報管理の重要性について十分に理解させること。</u></p> <p><u>４ 各担当課及び公益監察事務局は、この要綱に定める場合のほか、法令等に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を開示してはならず、当該情報についての秘密を保持しなければならない。</u></p> <p><u>５ 区長及び職員の任命権者（以下「区長等」という。）は、正当な理由なく、第２項の規定に違反した者に対し、適切な処分等を課すものとする。</u> （利益相反関係の排除）</p> <p><u>第１１条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合、通報等への対応に関与してはならない。</u></p> <p><u>（１） 法令違反行為等の発覚や調査の結果により、自らが実質的に不利益を受けるおそれがある場合</u></p> <p><u>（２） 通報者又は被通報者と父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹又は伯父・叔父若しくは伯母・叔母の親族関係にある場合</u></p> <p><u>２ 各担当課の職員は、自らが前項各号のいずれかに該当する通報等を受け付けた場合は、当該担当課の課長にその旨を報告するとともに、当該業務を他の職員に引き継がなければならない。</u></p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>（公益監察員の設置）</p> <p>第5条 区長は、外部通報を公正かつ中立な立場で適切かつ迅速に処理するため、委託契約（以下「公益監察員委託契約」という。）により、公益監察員を設置する。</p> <p>2 各公益監察員は、独立して職務を行う。ただし、相互に協力することを妨げない。</p> <p>（公益監察員の資格）</p> <p>第6条 公益監察員となりうる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（1） 弁護士</p> <p>（2） 公認会計士</p> <p>（3） 前各号に掲げる者のほか、区の財務管理、事業の経営管理その他の行政運営に関し優れた識見を有する者</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益監察員になることができない。</p> <p>（1） 弁護士法（昭和24年法律第205号）に規定する欠格事由又は公認会計士法（昭和23年法律第103号）に規定する欠格条項に該当する者</p> <p>（2） 懲戒処分により、弁護士又は公認会計士の業務を停止されている者</p> <p>（3） 区の特別職、国会議員、都議会議員又は区議会議員</p> <p>（4） 前号の職にあった者</p> <p>（公益監察員の職務）</p> <p>第7条 公益監察員は、次の職務に従事する。</p> <p>（1） 第10条第5項及び第14条の規定に基づく報告を受け、当該事案の処理経過を確認すること。</p> <p>（4） 区の所管及び通報総合窓口からの外部通報に係る違法性の有無等に</p>	<p>3 前項の報告を受けた担当課の課長は、同項の報告をした者を当該通報等に<u>関与させてはならない。</u></p> <p>4 各担当課の課長は、通報等への対応の各段階において、通報等への対応に<u>関与する者が当該通報等に利益相反関係を有していないかを確認するものとする。</u></p> <p>（公益監察員の設置）</p> <p>第12条 区長は、通報を公正かつ中立な立場で適切かつ迅速に処理するため、委託契約（以下「公益監察員委託契約」という。）により、公益監察員を設置する。</p> <p>2 公益監察員は、区長等及びその他の者から独立して職務を行う。ただし、相互に協力することを妨げない。</p> <p>（公益監察員の資格）</p> <p>第13条 公益監察員となりうる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（1） 弁護士</p> <p>（2） 公認会計士</p> <p>（3） 前2号に掲げる者のほか、区の財務管理、事業の経営管理その他の行政運営に関し優れた識見を有する者</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益監察員になることができない。</p> <p>（1） 弁護士法（昭和24年法律第205号）に規定する欠格事由又は公認会計士法（昭和23年法律第103号）に規定する欠格条項に該当する者</p> <p>（2） 懲戒処分により、弁護士又は公認会計士の業務を停止されている者</p> <p>（3） 区長、副区長又は教育長、国会議員、都議会議員又は区議会議員</p> <p>（4） 前号の職にあった者</p> <p>（5） <u>区の職員</u></p> <p>（公益監察員の職務）</p> <p>第14条 公益監察員は、次の職務に従事する。</p> <p>（1） <u>第7条第6項、第9条第3項、第17条第4項及び第19条第4項の規定に基づく報告を受け、当該事案の処理経過を確認するとともに、これらの報告に係る事項について必要と認める場合は、公益監察事務局を通じて担当課に意見又は助言をすること。</u></p> <p>（2） <u>各担当課及び公益監察事務局からの第7条第4項に規定する外部通</u></p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>関する相談に関すること。</p> <p>(2) 第12条第5項に規定する区長への是正勧告に関すること。</p> <p>(3) 公益監察事務局との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務（公益監察員の守秘義務）</p> <p>第8条 公益監察員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 （公益監察員の除斥）</p> <p>第9条 公益監察員は、自己若しくはその父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案については関与することができない。</p> <p>2 前項に該当する場合には、公益監察員は、他の公益監察員に事案を移送する。 （外部通報の調査）</p> <p>第11条 区の所管は、受理を決定した外部通報において、調査が必要であると認めるときは、直ちに調査を開始しなければならない。</p> <p>2 区の所管は、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を外部通報者に対し外部通報を受理した日から20日以内に通知しなければならない。ただし、匿名による外部通報者に対しては、この限りでない。</p>	<p>報に係る違法性の有無、第7条第7項、第17条第10項及び第19条第6項に規定する助言等に関すること。</p> <p>(3) 第19条第7項に規定する必要と認める場合の調査の結果及び措置の実施等に関する各担当課等への照会に関すること。</p> <p>(4) 第20条に規定する区長への意見の申出に関すること。</p> <p>(5) 第28条第1項の毎年度の通報対応の仕組みの運用状況の公表に際して、同条第2項の規定により評価意見を述べること。</p> <p>(6) 公益監察事務局との連絡調整に関すること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務（公益監察員の守秘義務）</p> <p>第15条 公益監察員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 （公益監察員の除斥）</p> <p>第16条 公益監察員は、自己若しくはその父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹、伯父・叔父若しくは伯母・叔母の一身上に関する事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案については関与することができない。</p> <p>2 前項に該当する場合には、公益監察員は、他の公益監察員に事案を移送する。 （通報の調査等）</p> <p>第17条 各担当課は、受理を決定した外部通報について、直ちに予備的な調査を開始し、第7条第1項により通知した対外的な調査の実施の予定時期以降、速やかに対外的な調査を行わなければならない。</p> <p>2 各担当課は、次の各号に掲げる場合等に該当し、対外的な調査を行わないこととしたときは、あらかじめ公益監察事務局と協議の上、その旨及び理由を記した通知を作成し、外部通報を受理した日から20日以内に通報者に対して送付しなければならない。ただし、連絡先等が明らかでない者又は通知を希望しない者に対しては、送付することを要しない。</p> <p>(1) 法令違反に該当しないことが判明した場合、既に調査を行っていた場合等、調査等を行う必要性がないことが判明した場合</p> <p>(2) 調査を行うに足りる嫌疑が認められなかった場合、過去の事案等で当時の事実関係を調べる方法がないことが判明した場合等、調査を行わない正当な理由がある場合</p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>3 区の所管は、前項の通知内容を直ちに公益監察事務局に報告しなければならない。</p> <p>（第14条 公益監察事務局は、第11条第3項、第12条第1項及び第2項の規定による区の所管からの報告内容を、直ちに区長及び公益監察員に報告しなければならない。）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、外部通報者の氏名は報告しない。ただし、特に必要があると認める場合において、あらかじめ外部通報者の同意を得たとき又は外部通報者から特に依頼があったときには、報告することができる。）</p> <p>4 区の所管は、調査の実施にあたっては、外部通報者の秘密を守るため、外部通報者が特定されないよう十分配慮しなければならない。</p> <p>（行政機関の協力）</p> <p>第18条 区の所管及び公益監察事務局は、外部通報に係る事実が他の行政機関の権限に及ぶときには、正当な理由がある場合を除き必要な協力を行う。</p>	<p>3 <u>前項の場合において、各担当課は作成した当該通知の写しを直ちに公益監察事務局に提出しなければならない。</u></p> <p>4 <u>公益監察事務局は、各担当課から前項の規定による通知の写しの提出があったときは、当該通知の内容（当該通報者の氏名及び当該通報者を特定させるものを除く。）を直ちに区長及び公益監察員に報告しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前項の場合においては、第7条第7項の規定を準用する。</u></p> <p>6 <u>各担当課は、調査（第1項の予備的な調査及び対外的な調査をいう。以下同じ。）に当たっては、調査の対象となる事業者に通報者が特定されないよう十分配慮し、必要かつ相当と認められる方法で実施しなければならない。</u></p> <p>7 <u>各担当課は、前項の調査に関して、調査の対象となる事業者と接触することで犯罪行為等の証拠が隠滅されるおそれがあるときその他各担当課が調査することが不適切な場合は、公益監察事務局と協議の上、警察その他の外部の行政機関に事案の処理を引き継ぐことができる。この場合においては、あらかじめ通報者の同意を得るよう努めなければならない。</u></p> <p>8 <u>前項の場合において、警察等の捜査機関に事案を引き継いだときは、当該事案の捜査等については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の定めるところによる。</u></p> <p>9 <u>各担当課は、調査期間が長期にわたるなどの場合には、通報者の不安等に配慮して、調査上秘密とするべき事項を除いて、適宜、調査の進捗状況を知らせるものとする。</u></p> <p>10 <u>各担当課は、調査の方法等に関して必要があるときは、公益監察事務局に協議し、又は公益監察事務局を通じて公益監察員に助言を求めることができる。</u> （協力義務等）</p> <p>第18条 <u>各担当課及び公益監察事務局は、通報に関して、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、適切な法執行を確保するために必要な協力を行う。</u></p> <p>2 <u>各担当課及び公益監察事務局は、通報された違法な事実に関して、複数の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有する事実が含まれる場合において</u></p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>（調査の結果報告及び公表等）</p> <p>第12条 区の所管は、調査の結果、当該外部通報に係る事実に関し、違法な事実が存在すると認めるときは、外部通報の対象となった事業者に対し法令に基づく措置を行うとともに、その内容を公益監察事務局に報告しなければならない。</p> <p>2 区の所管は、調査の結果、当該外部通報に係る事実に関し、違法な事実の存在が認められなかったとき又は調査を尽くしても違法な事実の存否が判明しないときは、その旨を公益監察事務局に報告しなければならない。</p> <p>3 区の所管は、調査の結果を外部通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による外部通報者及び特に通知を希望しない外部通報者に対しては、この限りではない。</p> <p>4 区の所管は、是正措置を講じた場合は、その内容を外部通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による外部通報者及び特に通知を希望しない外部通報者に対しては、このかぎりでない。</p> <p>（区長及び公益監察員への報告）</p> <p>第14条 公益監察事務局は、第11条第3項、第12条第1項及び第2項の規定による区の所管からの報告内容を、直ちに区長及び公益監察員に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、外部通報者の氏名は報告しない。ただし、特に必要があると認める場合において、あらかじめ外部通報者の同意を得たとき又は外部通報者から特に依頼があったときには、報告することができる。</p> <p>第12条 5 公益監察員は、区の所管が法令に基づく是正措置を行わない場合は、区長へ是正勧告を行うことができる。</p>	<p>は、<u>連携して調査を行い、措置をとるなど、当該他の行政機関と相互に緊密に連絡して協力するものとする。</u></p> <p>（措置の実施及び調査結果等の報告等）</p> <p>第19条 各担当課は、調査の結果、当該外部通報に係る事実に関し、違法な事実が存在すると認めるときは、外部通報の対象となった事業者に対し法令に基づく措置<u>その他適当な措置（以下「措置」という。）</u>を行わなければならない。<u>この場合においては、必要に応じて公益監察事務局と協議するものとする。</u></p> <p>2 各担当課は、調査の結果、当該外部通報に係る事実に関し、違法な事実の存在が認められなかったとき又は調査を尽くしても違法な事実の存否が判明しないときは、その旨を公益監察事務局に報告しなければならない。</p> <p>3 各担当課は、<u>前2項の規定による調査の結果及び第1項の措置を行った場合にあっては、必要に応じて公益監察事務局と協議の上、適切な法令執行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障のない範囲において、文書により、遅滞なく、通報者（連絡先等が明らかでない者又は通知を希望しない者を除く。）</u>に通知しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、各担当課は、<u>当該通知の写しを直ちに公益監察事務局に提出しなければならない。この場合において公益監察事務局は、直ちに当該通知の内容（当該通報者の氏名及び当該通報者を特定させるものを除く。）</u>を区長及び公益監察員に報告する。</p> <p>5 前項の場合においては、<u>第7条第7項の規定を準用する。</u></p> <p>6 各担当課は、<u>第1項に規定する措置の実施等に関して必要があるときは、公益監察事務局を通じて公益監察員に助言を求めることができる。</u></p> <p>7 公益監察員は、<u>調査の結果及び措置の実施等に関して、必要と認めるときは、各担当課その他の者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。</u></p> <p>（公益監察員による意見の申出）</p> <p>第20条 公益監察員は、<u>各担当課が適切な措置を行わない場合は、区長へ意見の申出を行うことができる。</u></p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>（区長が講じる措置）</p> <p>第13条 区長は、前条第5項による是正勧告を受けたときには、速やかに必要な事実の確認を行うとともに、公益監察員の意見を尊重し、違法行為等を是正し、再発を防止するために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2 区長は、是正措置の実効性確保のために必要なときは、法令に基づき事実関係を公表することができる。</p>	<p>（区長の対応等）</p> <p>第21条 区長は、前条の意見の申出を受けたときには、速やかに必要な事実の確認を行うとともに、公益監察員の意見に沿った対応をし、事案への対応体制等を整備するよう努めるものとする。</p> <p>2 前項の場合、区長は公益監察員に対して、当該事案への対応及び対応体制等の整備等について、報告するものとする。</p> <p>3 区長は、措置の実効性確保のために必要なときは、法令に基づき事実関係を公表することができる。</p> <p>（通報者の保護）</p> <p>第22条 各担当課及び公益監察事務局は、通報者が外部通報をしたことを理由として、事業者から解雇その他の不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル等を紹介するなど、通報者保護に係る必要な情報提供等を行うよう努める。</p> <p>2 通報者に係る具体的な保護の内容については、法又はその他の労働関係法令の定めるところによる。</p> <p>（他人の正当な利益等の尊重）</p> <p>第23条 外部通報をする者は、他人の正当な利益又は公共の利益を害することがないように努めなければならない。</p> <p>（通報対応に関する意見又は苦情への対応）</p> <p>第24条 各担当課又は公益監察事務局は、通報対応に関して、通報者等から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。</p> <p>2 各担当課又は公益監察事務局は、通報者等から通報対応に関して、意見又は苦情の申出を受けたときは、直ちに総括通報等責任者に対して文書によりその概要を通知するものとする。</p> <p>3 前項の通知を受けた総括通報等責任者は、速やかに通知の概要及び対応方針を区長及び公益監察員に報告する。</p>
<p>（公益監察員委託契約の解除）</p> <p>第15条 区長は、公益監察員が第6条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき又は同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該公益監察員との委託契約を解除しなければならない。</p> <p>2 区長は、公益監察員が次の各号のいずれかに該当するときは、公益監察員委託契約を解除することができる。</p>	<p>（公益監察員委託契約の解除）</p> <p>第25条 区長は、公益監察員が第13条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき又は同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該公益監察員との委託契約を解除しなければならない。</p> <p>2 区長は、公益監察員が次の各号のいずれかに該当するときは、公益監察員委託契約を解除することができる。</p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。</p> <p>(2) 公益監察員委託契約に係る義務に違反する事実があると認めるとき。</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、当該公益監察員と契約を締結していることが不相当と認められるとき。</p> <p>3 公益監察員は、契約解除又は契約期間の満了時に処理を完了していない事案については、新たに公益監察員委託契約を締結した者に、第10条第5項及び第14条に規定する公益監察事務局からの報告関係の資料等を引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、公益監察事務局が当該資料の引渡しを受け、新たに公益監察員委託契約を締結した者に引き継ぐことができる。</p>	<p>(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。</p> <p>(2) 公益監察員委託契約に係る義務に違反する事実があると認めるとき。</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、当該公益監察員と契約を締結していることが不相当と認められるとき。</p> <p>3 公益監察員は、<u>契約の解除</u>又は契約期間の満了のときに処理を完了していない事案については、新たに公益監察員委託契約を締結した者に、<u>第7条第6項、第17条第4項、第19条第4項に規定する報告、第20条に規定する公益監察員からの意見の申出に係る資料及び第21条第2項の報告等</u>を引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、公益監察事務局が当該資料の引渡しを受け、新たに公益監察員委託契約を締結した者に引き継ぐことができる。</p> <p><u>(担当者の配置及び研修等の実施等)</u></p> <p><u>第26条 区長は、公益監察事務局その他の通報等を担当する課に、通報対応に必要な適性及び能力を有する職員を配置（通報等担当者として指定することを含む。）するとともに、通報等に関わる職員に対して、通報等に関する知識及び技能の向上を図るため、法、この要綱等の趣旨及び各規定の内容等を含めた定期的な教育及び研修等を行わなければならない。</u></p> <p><u>2 区長は、職員に対する定期的な研修の実施、説明会の開催その他適切な方法により、法及びこの要綱の趣旨、区における通報体制の仕組み等について、全ての職員に対し、十分周知する。</u></p> <p><u>(事業者及び労働者等への周知等)</u></p> <p><u>第27条 区長は、所管する法令に係る区内の事業者及び労働者等に対する広報の実施、説明会の開催その他適切な方法により、法、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和3年8月20日内閣府告示第118号。以下「指針」という。）及び「公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）の解説」（令和3年10月13日消費者庁。以下「指針の解説」という。）の内容並びに区における通報・相談窓口、通報対応の仕組み等について周知するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 区長は、区の契約等の相手方又は補助金等の交付先（以下「相手方事業者」という。）における法令遵守及び不正防止を図るために必要と認められる場合には、相手方事業者に対して、法、指針及び指針の解説に基づく取組の実施を求めることなどに努めるものとする。</u></p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>（運用状況の公表）</p> <p>第16条 区長は、外部通報の件数及び主な内容を公表しなければならない。ただし、外部通報者が特定される情報を公表してはならない。</p>	<p>（区における通報対応の運用状況の公表、評価及び改善）</p> <p>第28条 区長は、<u>通報対応の仕組みの運用状況についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、毎年度、通報の受付件数、通報事案の概要、調査及び措置の状況等（以下「通報対応の仕組みの運用状況」という。）について、公表しなければならない。</u>ただし、通報者等が特定される情報を公表してはならない。</p> <p>2 前項の規定による公表に当たっては、あらかじめ公益監察員の評価意見を付すものとする。</p> <p>3 区長は、<u>通報対応の仕組みの運用状況により公表する事項等について、職員及び公益監察員の意見等を踏まえて定期的に評価及び点検を行うとともに、他の行政機関による先進的な取り組み事例等も参考とした上で、通報対応の仕組みを継続的に改善するよう努める。</u></p>
<p>（運用上の注意）</p> <p>第17条 この要綱の運用にあたっては、区長は、関係者の利益が不当に侵害されないように配慮しなければならない。</p> <p>2 区の所管、通報総合窓口、公益監察事務局は、各通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、外部通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。</p> <p>3 公益監察員は、各通報事案の報告に係る記録及び関係資料について、外部通報者の秘密保持に配慮して適切な方法で管理しなければならない。</p> <p>4 公益監察員は、処理が完了した事案に係る記録及び関係資料については、公益監察事務局に引き渡さなければならない。</p> <p>（公益監察員委託契約期間及びその特例）</p>	<p>（運用上の注意）</p> <p>第29条 区長は、この要綱の運用に当たっては、関係者の利益が不当に侵害されないように配慮しなければならない。</p> <p>2 各担当課及び公益監察事務局は、各通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。</p> <p>3 公益監察員は、各通報事案の報告に係る記録及び関係資料について、通報者の秘密保持に配慮して適切な方法で管理しなければならない。</p> <p>4 公益監察員は、処理が完了した事案に係る記録及び関係資料については、公益監察事務局に引き渡さなければならない。</p> <p>（公益監察員委託契約期間及びその特例）</p>
<p>第19条 公益監察員委託契約期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、区長が認めた者については、4回を限度として更新することができる。</p>	<p>第30条 公益監察員委託契約の期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、区長が認めた者については、4回を限度として更新することができる。</p>
<p>（委任）</p> <p>第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。</p> <p>付 則</p> <p>1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる通報について適用し、同日前に行われたものについては適用しない。</p> <p>付 則（21足総コ発第19号 平成21年5月22日副区長決定）</p>	<p>（委任）</p> <p>第31条 この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。</p> <p>付 則</p> <p>1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる通報について適用し、同日前に行われたものについては適用しない。</p> <p>付 則（21足総コ発第19号 平成21年5月22日副区長決定）</p>

改正前（条文の並びを改正後に合わせたもの）	改正後
<p>この要綱は、決定の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。 付 則（22足総法発第260号 平成22年6月22日副区長決定） この要綱は、決定の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 付 則（22足総法発第488号 平成22年11月15日区長決定） この要綱は、決定の日から施行し、平成22年9月30日から適用する。 付 則（28足総コ発第252号 平成29年2月22日総務部長決定） この要綱は、平成29年2月22日から施行する。 付 則（30足総コ発第174号 平成30年9月10日区長決定） この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 付 則（30足総コ発第313号 平成31年1月23日総務部長決定） この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 付 則（31足総コ発第252号 令和元年7月5日総務部長決定） この要綱は、決定の日から施行する。</p>	<p>この要綱は、決定の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。 付 則（22足総法発第260号 平成22年6月22日副区長決定） この要綱は、決定の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 付 則（22足総法発第488号 平成22年11月15日区長決定） この要綱は、決定の日から施行し、平成22年9月30日から適用する。 付 則（28足総コ発第252号 平成29年2月22日総務部長決定） この要綱は、平成29年2月22日から施行する。 付 則（30足総コ発第174号 平成30年9月10日区長決定） この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 付 則（30足総コ発第313号 平成31年1月23日総務部長決定） この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 付 則（31足総コ発第252号 令和元年7月5日総務部長決定） この要綱は、決定の日から施行する。 <u>付 則（4足総コ発第582号 令和5年2月7日区長決定）</u> この要綱は、令和5年4月1日から施行する</p>